

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 94 条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃額
- (2) 通用区間
- (3) 通用期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券・その他特殊の乗車券にあつては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

【鉄道運輸規程第12条】

(この章に規定する乗車券の様式)

第 95 条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であつてそれぞれの乗車券は、相当の事項を印刷すると共に、不足する事項については発売の際に印章を押し、又は記載することによって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によつて、表面に表示すべき発行箇所名を裏面に表示し、また表示事項の配列の一部を変更することがある。

(乗車券の様式の補足)

第 96 条 乗車券の様式については、次の各号によつてこれを補う。

- (1) 小児用の専用乗車券には各券片の表面に次の記号文字をもつて印刷する。

小児用

- (2) 定期乗車券を小児用として発行するものには、その券片表面に印を印刷する。又、運賃切断式の定期乗車券は小児欄を切断することで小児券として発行する。
- (3) 回数乗車券を小児用として発行するものには、その券片表面に印を印刷する。

(字模様の印刷)

第 97 条 この章に規定する乗車券には、表面に西鉄の乗車券であることの証しとして、様式5の1に掲げる字模様を印刷する。但し、定期乗車券発行機用常備定期乗車券には様式5の2に掲げる字模様を印刷する。

(乗車券の駅名の表示方)

第 98 条 乗車券の発駅名、及び着駅名の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券

発駅名は、発行駅名を、着駅名は発駅からの運賃で表示する。ただし往復乗車券は発行駅名を発駅名と

し、着駅名は旅客の指定する駅名を表示する。

(2) 回数乗車券

発駅名、及び着駅名は旅客の指定する駅名を表示する。

(3) 定期乗車券

発駅名、及び着駅名は旅客の希望する駅名を表示する。但し、通学定期乗車券は学校所在地最寄り駅名と居住地最寄り駅名を表示する。

(4) 団体乗車券及び貸切乗車券

実際に乗降する発駅名、及び着駅名を乗車する列車ごとに表示する。

(5) 車内補充券

第1種 削除

第2種 (記入式) 実際に乗降する発駅名及び着駅名をレ印(発駅変更又は折り返し乗車の場合○印)で表示する。

第3種 (入鉄式) 実際に乗降する区間の相当運賃額を入鉄により表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 99 条 旅客運賃等の割引等を行う乗車券には、その証として関係券片の表面に次の各号に定める記号の表示を行う。但し、特に設備する乗車券、及び第 6 号に規定する表示については、これと異なる表示をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃を割引するもの

イ、規則第 54 条の規定による被救護者割引 割

ロ、規則第 55 条の規定による割引 割・割引

ハ、規則第 60 条の規定による学生割引 割

(2) 旅客運賃を後払いとするもの

後払

(3) 再交付するもの

再

(4) 期間満了前の定期乗車券を回収して期間の継続する新たな定期乗車券をその通用開始日前から通用させるもの。 継 又は 継続

(5) 通用開始日を発売日後の日とするもの、及び委託発売するもので期間中有効とするもの。

月 日から通用

月 日まで通用

(6) 使用資格者であるとの証明書類の携帯を必要とするもの。

身	証
第	号

または 証 第 号

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第 100 条 常備片道乗車券の様式は、様式6に掲げるとおりとする。

(準常備片道乗車券の様式)

第 101 条 削 除

(補充片道乗車券の様式)

第 102 条 削 除

(常備往復乗車券の様式)

第 103 条 常備往復乗車券の様式は、様式7に掲げるとおりとする。

第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 104 条 常備定期乗車券の様式は、様式8に掲げるとおりとする。

2 準常備定期乗車券の様式は、様式9に掲げるとおりとする。

(準常備定期乗車券の様式)

第 105 条 削 除

(補充定期乗車券の様式)

第 106 条 削 除

第3款 回数乗車券の様式

(常備回数乗車券の様式)

第 107 条 常備回数乗車券の様式は、様式11に掲げるとおりとする。

(準常備普通回数乗車券の様式)

第 108 条 削 除

(準常備回数乗車券の様式)

第 108 条の2 準常備回数乗車券の様式は、様式 12 に掲げるとおりとする。

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第 109 条 常備団体乗車券天神大牟田線用の様式は、様式 13 の 1 に掲げるとおりとする。

2 団体乗車券貝塚線用の様式は、様式 13 の 2 に掲げるとおりとする。

3 準常備団体乗車券天神大牟田線用の様式は、様式 14 に掲げるとおりとする。

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第 110 条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第3節 急行券の様式

(常備急行券の様式)

第 111 条 削 除

(準常備急行券の様式)

第 112 条 削 除

(車内急行券の様式)

第 113 条 削 除

第4節 指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

第 114 条 削 除

(車内座席指定券の様式)

第 115 条 削 除

第5節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 116 条 特別補充券は、この章の第1節から第4節までに規定する乗車券として発行するほか、乗車変更等の取り扱いをした場合に、その取り扱いをした証として発行する。

2 特別補充券は、車内補充券（第2種）、及び改札補充券の2種類とする。

(特別補充券の設備)

第 117 条 特別補充券の設備箇所は次のとおりとする。

(1) 車内補充券

第1種 削 除

第2種 天神大牟田線・貝塚線

第3種 削 除

(2) 改札補充券

西鉄各線の関係箇所に設置する。

(車内補充券の様式)

第 118 条 車内補充券の様式は、様式15のとおりとする。

(改札補充券の様式)

第 119 条 常備改札補充券の様式は、様式16のとおりとする。

2 準常備改札補充券の様式は、様式17に掲げるとおりとする。